

高松市・庵治町合併協議会
第 1 回会議資料

日 時：平成 1 6 年 6 月 2 日（水）

午後 2 時

場 所：高松市役所 1 3 階 大会議室

目 次

(報 告 事 項)

報告第 1 号	高松市・庵治町合併協議会規約について -----	1
報告第 2 号	高松市・庵治町合併協議会規約に関する協議書 について -----	6
	高松市・庵治町合併協議会事務局規程 -----	10
	高松市・庵治町合併協議会財務規程 -----	17
	高松市・庵治町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償 に関する規程 -----	20

(議 案 事 項)

議案第 1 号	高松市・庵治町合併協議会会議規程について -----	21
議案第 2 号	高松市・庵治町合併協議会会議傍聴規程について -----	25
議案第 3 号	高松市・庵治町合併協議会会議録等閲覧規程について -----	30
議案第 4 号	高松市・庵治町合併協議会幹事会規程について -----	34
議案第 5 号	高松市・庵治町合併協議会幹事会部会規程について -----	37
議案第 6 号	平成 16 年度高松市・庵治町合併協議会事業計画 について -----	44
議案第 7 号	平成 16 年度高松市・庵治町合併協議会予算について -----	47
議案第 8 号	合併協定項目について -----	53
議案第 9 号	合併協定項目の協議方針について -----	61

(協 議 事 項)

協議第 1 号	合併の方式（協定項目第 1 号）について -----	63
協議第 2 号	合併の期日（協定項目第 2 号）について -----	66
協議第 3 号	市の名称（協定項目第 3 号）について -----	69
協議第 4 号	市の事務所の位置（協定項目第 4 号）について -----	70

(そ の 他)

	市町合併の手續の概要について -----	71
	高松市・庵治町の主なデータ等について -----	71
	高松市・庵治町合併協議会会議の開催予定について -----	71

報告第 1 号

高松市・庵治町合併協議会規約について

高松市・庵治町合併協議会規約を別紙のとおり定めたので報告する。

平成 1 6 年 6 月 2 日提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増 田 昌 三

高松市・庵治町合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 高松市及び庵治町(以下「1市1町」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を置く。

(協議会の名称)

第2条 この合併協議会は、高松市・庵治町合併協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(協議会の担任する事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 1市1町の合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定に基づく建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、1市1町の合併に関し必要な事項

(協議会の事務所)

第4条 協議会の事務所は、高松市に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長及び委員(副会長である委員を含む。以下同じ。)をもって組織する。

(会長)

第6条 会長は、1市1町の長が協議し、第8条第1項の規定により委員となるべき者のうちから、これを選任する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長は、非常勤とする。

(副会長)

第7条 副会長は、1市1町の長が協議し、次条第1項の規定による委員のうちから、これを選任する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員)

第 8 条 委員は、次の者をもって充てる。ただし、第 6 条第 1 項の規定により会長に選任された者については、委員となることができない。

(1) 1 市 1 町の長及び助役（複数の助役を置く場合にあっては長が指名する助役 1 人とし、助役を置いていない場合にあっては収入役とする。）

(2) 1 市 1 町の議会の議長及び副議長

(3) 1 市 1 町の議会の議員のうちからそれぞれの議会の選出した者各 4 人以内

(4) 1 市 1 町のそれぞれの長が定めた学識経験を有する者各 3 人以内

2 前項に定める者のほか、必要に応じて 1 市 1 町の長が協議して定めた者を委員として加えることができる。

3 委員は、非常勤とする。

(会議)

第 9 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 委員の総数の 3 分の 1 以上の委員が会議の招集を請求したときは、会長は、これを招集しなければならない。

3 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第 10 条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

2 会議の議長は、会長がこれに当たる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

4 会長は、必要に応じて 1 市 1 町の関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(小委員会)

第 11 条 協議会は、担当事務の一部について調査、審議等を行うため小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(幹事会)

第 1 2 条 協議会に提案する事項について協議し、又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(事務局)

第 1 3 条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、1市1町の長が協議して定める。

3 協議会の事務に従事する職員は、1市1町の長が協議して定めた者をもって充てる。

(経費)

第 1 4 条 協議会に要する経費は、1市1町の長の協議により、1市1町がそれぞれ負担する。

(監査)

第 1 5 条 協議会の出納の監査は、1市1町の監査委員各1人に委嘱して行う。

2 前項の規定により委嘱を受けた監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第 1 6 条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、1市1町の長が協議して定める。

(報酬及び費用弁償)

第 1 7 条 協議会の会長、委員及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、1市1町の長が協議して定める。

(協議会解散の場合の措置)

第 1 8 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第 19 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が
会議に諮り別に定める。

附 則

この規約は、1市1町の長が協議して定める日から施行する。

報告第 2 号

高松市・庵治町合併協議会規約に関する協議書について

高松市・庵治町合併協議会規約に関する協議書を別紙のとおり定めたので報告する。

平成 1 6 年 6 月 2 日提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増 田 昌 三

高松市・庵治町合併協議会規約に関する協議書

高松市及び庵治町（以下「1市1町」という。）は、高松市・庵治町合併協議会規約（以下「規約」という。）に規定する1市1町の長が協議して定めるべき事項その他必要な事項について、次のとおり協議して定めたので、この書面を取り交わす。

協議して定めるべき事項

- 1 規約第6条第1項（会長）
- 2 規約第7条第1項（副会長）
- 3 規約第8条第2項（委員）
- 4 規約第13条第2項及び第3項（事務局）
- 5 規約第14条（経費）
- 6 規約第16条（財務に関する事項）
- 7 規約第17条第2項（報酬及び費用弁償）
- 8 規約附則（施行日）

協議して定めた事項

1 会長

規約第6条第1項に規定する協議会の会長には、高松市長 増田昌三を選任する。

2 副会長

規約第7条第1項に規定する協議会の副会長には、庵治町長 梶河正孝を選任する。

3 委員

規約第8条第2項に規定する委員については、当分の間、置かないものとする。

4 事務局

- (1) 規約第13条第2項に規定する事務局に関し必要な事項については、高松市・庵治町合併協議会事務局規程（別紙1）のとおりとする。

(2) 規約第 13 条第 3 項に規定する協議会の事務に従事する職員については、1 市 1 町の長がそれぞれ命じた職員とする

5 経費

規約第 14 条に規定する協議会に要する経費については、次のとおりとする。

(1) 1 市 1 町が負担すべき金額のうち、合併協議会の広報紙の発行及び配布に要する経費に係る負担については、それぞれの市町に係る額を負担する。

(2) 1 市 1 町が負担すべき金額のうち、前号の負担分以外のものについては、1 市 1 町が均等して負担する。

6 財務に関する事項

規約第 16 条に規定する協議会の財務に関し必要な事項については、高松市・庵治町合併協議会財務規程（別紙 2）のとおりとする。

7 報酬及び費用弁償

規約第 17 条第 2 項に規定する報酬及び費用弁償の額等については、高松市・庵治町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程（別紙 3）のとおりとする。

8 施行日

規約附則に規定する施行期日は、平成 16 年 6 月 1 日とする。

9 内容の変更

この協議書に定める内容を変更する場合は、別に変更協議書を取り交わすものとする。

10 定めのない事項

この協議書に定めるもののほか、必要な事項は、1 市 1 町の長が協議して定めるものとする。

11 協議の発効

この協議は、平成 16 年 6 月 1 日から発効する。

12 協議の失効

この協議は、協議会が解散したときにその効力を失うものとする。


この協議の成立を証するため、本書2通を作成し、1市1町の長が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成16年6月1日

高松市
高松市長

増田 昌三 

庵治町
庵治町長

梶山 正寿 

(別紙 1)

高松市・庵治町合併協議会事務局規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、高松市・庵治町合併協議会規約第 13 条第 2 項の規定に基づき、高松市・庵治町合併協議会（以下「協議会」という。）の事務局（以下「事務局」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の広報に関すること。
- (4) 協議会の庶務に関すること。
- (5) その他協議会の運営に関し必要な事項

(組織及び事務分掌)

第 3 条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に総務班、調整班及び計画班を置く。

2 前項に規定する各班の分掌事務は、別表第 1 のとおりとする。

(職員等)

第 4 条 事務局に事務局長、事務局次長その他必要な職員を置く。

(職員の職務)

第 5 条 事務局長は、協議会の会長（以下「会長」という。）の命を受け、事務局の事務を統括し、職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 事務局内の連絡及び調整
- (2) 事務局長の職務の補佐

3 事務局長に事故あるとき、又は事務局長が欠けたときは、事務局次長がその職務を代理する。

4 その他の職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(決裁)

第 6 条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定
- (2) 協議会に提出する議案の決定
- (3) 協議会の予算及び決算
- (4) 規程等の制定改廃
- (5) その他特に重要と認められる事項
(専決事項)

第7条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 物品の購入その他契約の締結に関する事。ただし、1件50万円未満のものに限る。
- (2) 物品及び現金の出納に関する事。
- (3) 事務局の運営に係る基本方針に関する事。
- (4) 高松市及び庵治町との連絡調整に関する事。
- (5) 実務上の調査並びに照会及び回答に関する事。
- (6) 職員の休暇の承認、時間外勤務命令、休日勤務命令及び出張命令に関する事。
- (7) その他軽易な事項に関する事。
(代決)

第8条 会長が不在のときは、副会長がその事務を代決する。

- 2 会長及び副会長がともに不在のときは、事務局長がその事務を代決する。
- 3 会長、副会長及び事務局長がともに不在のときは、事務局次長がその事務を代決する。
(文書の取扱い)

第9条 事務局における文書の收受、発送、処理、保存その他文書の取扱いに関し必要な事項は、高松市の例による。ただし、文書の記号については、「高庵合」を用いるものとする。

- 2 事務を処理する場合の起案は、起案用紙(別記様式)を用いて行うものとする。
(公印の取扱い)

第10条 協議会の公印の名称、ひな形、寸法、書体及び使用区分は、別表第

2のとおりとする。

2 協議会の公印の保管は、事務局長が行う。

(職員の服務)

第 1 1 条 職員の服務及び勤務時間その他の勤務条件については、当該職員の属する市町の例による。ただし、勤務時間の割振り並びに休憩時間及び休息时间については、高松市の例による。

(職員の給与等)

第 1 2 条 職員の給与(時間外勤務手当及び休日勤務手当を除く。)、共済費等については、当該職員の属する市町の負担とする。ただし、香川県からの派遣職員については、別に定める。

2 職員の時間外勤務手当、休日勤務手当及び旅費については、高松市の例により協議会が支給する。

(委任)

第 1 3 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成 1 6 年 6 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

班 名	分 掌 事 務
総 務 班	1 庶務及び会計に関すること。 2 合併の諸手続きに関すること。 3 協議会の会議に関すること。 4 合併に係る広報に関すること。 5 合併に係る資料の編さんに関すること。 6 人事に関すること。 7 報酬等の支給に関すること。 8 合併の方式に関すること。 9 合併の期日に関すること。 10 市の名称に関すること。 11 市の事務所の位置に関すること。 12 議会議員の定数及び任期の取扱いに関すること。 13 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関すること。 14 一般職の職員の身分の取扱いに関すること。 15 特別職の身分の取扱いに関すること。 16 国及び香川県との連絡調整に関すること。 17 その他他の班に属さないこと。
調 整 班	1 財産及び債務の取扱いに関すること。 2 地方税の取扱いに関すること。 3 条例、規則等の取扱いに関すること。 4 事務組織及び機構の取扱いに関すること。 5 町名・字名の取扱いに関すること。 6 使用料、手数料等の取扱いに関すること。 7 補助金、交付金等の取扱いに関すること。 8 公共的団体等の取扱いに関すること。 9 一部事務組合等の取扱いに関すること。 10 国民健康保険事業の取扱いに関すること。 11 介護保険事業の取扱いに関すること。 12 消防団の取扱いに関すること。 13 慣行の取扱いに関すること。 14 電算システム事業の取扱いに関すること。 15 各種事務事業の取扱いに関すること。
計 画 班	1 市町建設計画に関すること。 2 財政計画に関すること。 3 予算編成に関すること。

別表第2（第10条関係）

名 称	ひ な 形	寸 法	書 体	使用区分
高松市・庵治町合併協議会 会長印	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> 高松市・ 庵治町合 併協議会 会長之印 </div>	24ミリ メートル	てん書	高松市・庵治町合併協議会会長名 をもってする文書

別記様式（第9条関係）

（表）

起 案 用 紙

件 名					
あて先					
このことについて、次のように実施してよろしいか。					
決裁区分	会 長	事務局長	収 受	平成 年 月 日	
会 長	副会長	事務局長	起 案	平成 年 月 日	
			保存期間	常 永 10 ・ 5 ・ 1	
主 管	事務局次長	班 長	担当者	公開・非公開の区分	
				決 裁	平成 年 月 日
合 議		班 長		文書番号	高 庵 合 第 号
				公 印	
				施 行	平成 年 月 日

高松市・庵治町合併協議会

(別紙 2)

高松市・庵治町合併協議会財務規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、高松市・庵治町合併協議会規約第 16 条の規定に基づき、高松市・庵治町合併協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第 2 条 協議会の予算は、高松市及び庵治町の負担金、県補助金及びその他の収入をその歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の会議（以下「会議」という。）の承認を得なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算が会議の承認を得たときは、速やかに、当該予算の写しを高松市長及び庵治町長に送付しなければならない。

4 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

(予算の補正)

第 3 条 会長は、協議会に係る既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、会議の承認を得なければならない。

2 前条第 3 項の規定は、前項の規定により補正予算が会議の承認を得た場合について準用する。

(歳入歳出予算の款、項及び目の区分)

第 4 条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第 1 のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第 2 のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第 1 及び別表第 2 に定める以外の項及び目を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

第 5 条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、金融機関に預金する等確実な方法によって管理しなければならない。

(協議会出納員)

第 6 条 会長は、協議会の職員のうちから、協議会出納員を命ずるものとする。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

3 会長は、その事務の一部を協議会出納員に委任することができる。

(予算の流用及び予備費の充当)

第 7 条 会長は、歳出予算の流用をしたとき、又は予備費の充当をしたときは、当該年度の末日までに会議に報告しなければならない。

(決算等)

第 8 条 会長は、毎会計年度終了後 3 月以内に協議会の決算を調製し、監査委員の監査に付した後、会議の認定に付さなければならない。

2 会長は、決算を会議に付したときは、その結果を当該決算の写しとともに高松市長及び庵治町長に送付しなければならない。

(収入及び支出の手続)

第 9 条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、別に定める様式によりこれを行うものとする。

2 協議会出納員は、次の簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な簿冊

(委任)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規程は、平成 16 年 6 月 1 日から施行する。

2 協議会が設けられた年度の予算に関しては、第 2 条第 2 項中「年度開始前に」とあるのは、「第 1 回の」と読み替えるものとする。

3 会長は、この規程の施行の日から最初の会議の開催日までの間において収入すべき歳入がある場合はこれを調定し、及び執行すべき事務に係る費用を支出することができるものとする。

別表第 1 (第 4 条関係)

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 国庫支出金	1 国庫補助金	1 国庫補助金
3 県支出金	1 県補助金	1 県補助金
4 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
5 諸収入	1 諸収入	1 諸収入

別表第 2 (第 4 条関係)

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業推進費	1 事業推進費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

(別紙 3)

高松市・庵治町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、高松市・庵治町合併協議会規約（以下「規約」という。）第 17 条第 2 項の規定に基づき、高松市・庵治町合併協議会（以下「協議会」という。）の委員等の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第 2 条 規約第 8 条第 1 項第 4 号又は第 2 項の規定による委員（地方公共団体の常勤職員である者を除く。）及び規約第 15 条第 1 項の規定による監査委員の報酬の額は、日額 6,500 円とする。

(費用弁償の額)

第 3 条 協議会の委員等（前条の委員及び監査委員並びに地方公共団体の長、助役及び常勤職員である者を除く。）が会議等に出席したときは、費用弁償として日額 6,500 円を支給する。

2 協議会の委員等が協議会の職務を行うために出張したときは、その費用弁償として、高松市の例により旅費を支給する。

(支給方法)

第 4 条 協議会の委員等に支給する報酬及び費用弁償の支給方法については、高松市の例による。

(委任)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 6 月 1 日から施行する。

議案第 1 号

高松市・庵治町合併協議会会議規程について

高松市・庵治町合併協議会会議規程を別紙のとおり定める。

平成 1 6 年 6 月 2 日提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増 田 昌 三

(提案理由)

高松市・庵治町合併協議会の会議の運営に関し、必要な事項を定めるため、高松市・庵治町合併協議会規約第 1 0 条第 3 項の規定により、本案を提出するものです。

高松市・庵治町合併協議会会議規程

(趣旨)

第1条 この規程は、高松市・庵治町合併協議会規約第10条第3項の規定に基づき、高松市・庵治町合併協議会の会議（以下「会議」という。）の議事その他会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 会議は、公開する。ただし、出席委員の過半数の賛同があるときは、公開しないことができる。

2 会議の運営に際しては、公平かつ公正な協議に努めるものとする。

(議長等の責務)

第3条 議長は、迅速かつ能率的な会議の運営に努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画し、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議の開閉等)

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 会議における発言は、議長の許可を得た後に行うものとする。

(会議の進行)

第5条 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、大方の賛同をもって議事を進めるものとする。

2 協議事項については、原則として、質疑及び協議を行う会議の前の会議において提案し、説明を行うものとする。

(傍聴)

第6条 会議は、傍聴することができる。

2 会議の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(会議録)

第7条 議長は、次に掲げる事項を記録した会議録を調製するものとする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席委員等の氏名
- (3) 議題及び議事

(4) その他議長が必要と認めた事項

2 会議録は、議長が指名する2人の委員が署名するものとする。

(会議録等の公開)

第8条 会議録及び会議に提出された文書は、原則公開とする。

2 前項の規定による文書の公開は、議長が定める方法により行うものとする。

(規律)

第9条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

(関係者の出席)

第10条 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(費用弁償)

第11条 前条の規定により会議に出席した者に対しては、費用弁償として、1日につき5,100円を支給する。ただし、地方公共団体の常勤の特別職若しくは一般職又は市町議会議員である者については、これを支給しない。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、平成16年6月 日から施行する。

(参考)

高松市・庵治町合併協議会会議における意思決定等について

1 合併協議会会議へ提出する案件の分類

(1) 報告【意思決定等を要しない案件】 番号の表記 / 報告第 号

既に決定しており、合併協議会において共通認識を要する事項や規約・規程等により会長が定めた事項などについて、報告を受け共通認識をもつもの。
(例：規約、規約に関する協議書、事務局規程、財務規程、合併協議会だよりの発行、合併協議会ホームページの開設 等)

(2) 議案【意思決定を要する案件 **決定**】 番号の表記 / 議案第 号

規約・規程において会議に諮ることとされている事項などで、議決(決定)を要するもの。
(例：会議規程、会議傍聴規程、会議録等閲覧規程、幹事会規程、事業計画、予算、合併協定項目の設定、合併協定項目の協議方針 等)

(3) 協議【意思集約を要する案件 **確認**】 番号の表記 / 協議第 号

合併協定項目に該当する事項で、確認を要するもの。
(例：合併の方式、合併の期日、新市の名称、新市の事務所の位置、地域審議会の取扱い、議会の議員の定数及び任期の取扱い、町名・字名の取扱い 等)

2 議案及び協議に係る意思決定等の基本的な流れ

(1) 議案

	1回目			
議案第号	提案	説明	質疑・協議	決定

(2) 協議

	1回目	会議日との間	2回目	会議日との間	3回目
協議第号 (協定項目第号)	提案 説明 (質疑・協議)	事案の検討・調整	質疑・協議	確認	質疑・協議
				継続協議	
協議第号 (協定項目第号)			提案 説明 (質疑・協議)	事案の検討・調整	確認
					継続協議

注) 合併協議会で合意が得られれば、提案した会議において「確認」する場合もある。

議案第 2 号

高松市・庵治町合併協議会会議傍聴規程について

高松市・庵治町合併協議会会議傍聴規程を別紙のとおり定める。

平成 16 年 6 月 2 日提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増 田 昌 三

(提案理由)

高松市・庵治町合併協議会の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるため、高松市・庵治町合併協議会会議規程第 6 条第 2 項の規定により、本案を提出するものです。

高松市・庵治町合併協議会会議傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、高松市・庵治町合併協議会会議規程第6条第2項の規定に基づき、高松市・庵治町合併協議会(以下「協議会」という。)の会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分等)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に区分する。

2 一般席の定員は、50人以内とする。ただし、議長は、必要と認めるときは、これを制限することができる。

(傍聴の手續)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、協議会の開催場所において、傍聴受付票(様式第1号)に住所及び氏名を記入の上、傍聴証(様式第2号)の交付を受けなければならない。ただし、議長が認めた報道関係者については、この限りでない。

2 傍聴証は、受付順に交付する。

(傍聴証の返還)

第4条 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするときは、傍聴証を協議会の事務局に返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) ラジオ、拡声器、無線機、マイクの類を携帯している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (5) 下駄^{げた}、木製サンダルの類を履いている者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を

受けた場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席において、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等の示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 携帯電話の電源を切ること。
- (7) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (8) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、あらかじめ議長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(職員の指示)

第8条 傍聴人は、職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの規程に違反したときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、平成16年6月 日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日
第 回 高松市・庵治町合併協議会会議傍聴受付票
受付 No _____
住 所 : _____
氏 名 : _____

（表）



（裏）

傍聴される方は、次の事項を遵守してください。

- 1 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- 2 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- 3 はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等の示威的行為をしないこと。
- 4 飲食又は喫煙をしないこと。
- 5 みだりに席を離れないこと。
- 6 携帯電話の電源を切ること。
- 7 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- 8 その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

以上のことを守られないときは、退場を命ずることがあります。

議案第 3 号

高松市・庵治町合併協議会会議録等閲覧規程について

高松市・庵治町合併協議会会議録等閲覧規程を別紙のとおり定める。

平成 16 年 6 月 2 日提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増 田 昌 三

(提案理由)

高松市・庵治町合併協議会の会議の会議録及び会議に提出された文書の閲覧の方法に関し、必要な事項を定めるため、高松市・庵治町合併協議会会議規程第 8 条第 2 項の規定により、本案を提出するものです。

高松市・庵治町合併協議会会議録等閲覧規程

(趣旨)

第1条 この規程は、高松市・庵治町合併協議会会議規程第8条第2項の規定に基づき、高松市・庵治町合併協議会(以下「協議会」という。)の会議(以下「会議」という。)の会議録及び会議に提出された文書(以下「会議録等」という。)の閲覧の方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

(閲覧請求者)

第2条 何人も、この規程の定めるところにより、会議録等の閲覧を請求することができる。

(閲覧に供する会議録等)

第3条 閲覧に供する会議録等は、当該文書の写しとする。ただし、会議に提出された文書については、この限りでない。

2 個人に関する事項、会議の公正な運営に著しい支障を及ぼすおそれのある事項その他の閲覧に供することが適当でないと認められる事項を記載した会議録等の全部又は一部については、閲覧に供しないものとする。

(閲覧の請求)

第4条 閲覧の請求は、会議録等閲覧請求書(別記様式)を会長に提出することにより行うものとする。

(閲覧の場所及び時間)

第5条 閲覧に供する場所は、協議会の事務局及び1市1町の所定の場所とし、その時間は、当該事務局又は1市1町の執務時間内とする。

(遵守事項)

第6条 会議録等を閲覧する者(以下「閲覧者」という。)は、当該職員の指示に従うとともに、会議録等を丁寧に取り扱い、汚損し、破損し、抜き取り、又は紛失してはならない。

(閲覧の中止及び禁止)

第7条 会長は、閲覧者が前条の規定に違反したときは、会議録等の閲覧を中止し、又は禁止することができる。

(委任)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、平成 1 6 年 6 月 日から施行する。

年 月 日

高松市・庵治町合併協議会会長 殿

住 所

氏 名

連絡先（電話番号）

高松市・庵治町合併協議会会議録等閲覧請求書

会議録等を閲覧したいので、次のとおり請求します。

会 議 録 等 名	備 考

議案第 4 号

高松市・庵治町合併協議会幹事会規程について

高松市・庵治町合併協議会幹事会規程を別紙のとおり定める。

平成 1 6 年 6 月 2 日提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増 田 昌 三

(提案理由)

高松市・庵治町合併協議会の幹事会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるため、高松市・庵治町合併協議会規約第 1 2 条第 2 項の規定により、本案を提出するものです。

高松市・庵治町合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、高松市・庵治町合併協議会規約（以下「規約」という。）第12条第2項の規定に基づき、高松市・庵治町合併協議会（以下「協議会」という。）の幹事会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、協議会の会長（以下「会長」という。）の指示を受け、協議会に提案する事項について、協議し、又は調整するものとする。

2 幹事会は、前項に規定するもののほか、高松市及び庵治町の合併に必要な事項について、協議し、又は調整するものとする。

(組織)

第3条 幹事会は、幹事をもって組織する。

(幹事)

第4条 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(幹事長及び副幹事長)

第5条 幹事会に幹事長及び副幹事長各1人を置き、幹事の互選によりこれを定める。

2 幹事長は会務を総理し、幹事会を代表する。

3 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 幹事会の会議（以下「会議」という。）は、幹事長が必要に応じて開催し、幹事長は、会議の議長となる。

(部会)

第7条 幹事長の指示を受け、規約第3条各号に掲げる事務について、実務的に協議又は検討を行うため、幹事会に部会を置く。

2 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(関係者の出席)

第8条 幹事会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第 9 条 幹事長は、会議の協議又は調整の経過及び結果について会長に報告するものとする。

(庶務)

第 10 条 幹事会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(委任)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 6 月 日から施行する。

別表 (第 4 条関係)

区 分	職 名
高 松 市	助役
	総務部長
	企画財政部長
庵 治 町	収入役
	教育長
	総務企画課長
	住民福祉課長

議案第 5 号

高松市・庵治町合併協議会幹事会部会規程について

高松市・庵治町合併協議会幹事会部会規程を別紙のとおり定める。

平成 1 6 年 6 月 2 日提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増 田 昌 三

(提案理由)

高松市・庵治町合併協議会幹事会の部会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるため、高松市・庵治町合併協議会幹事会規程第 7 条の規定により、本案を提出するものです。

高松市・庵治町合併協議会幹事会部会規程

(設置)

第1条 高松市・庵治町合併協議会幹事会規程(以下「規程」という。)第7条の規定に基づき、高松市・庵治町合併協議会幹事会(以下「幹事会」という。)に別表に規定する高松市・庵治町合併協議会幹事会部会(以下「部会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 部会は、幹事会の幹事長(以下「幹事長」という。)の指示を受け、高松市・庵治町合併協議会規約第3条各号に掲げる事項について、実務的に協議し、又は調整するものとする。

(組織)

第3条 部会は、別表の委員をもって組織する。

2 部会に部会長を置き、委員のうちから会長が指名する者をもって充てる。

(部会長の職務)

第4条 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

2 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、事務局長の要請により、又は部会長が必要に応じて招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会長は、必要に応じて関係者の出席を要請することができる。

4 部会は、必要に応じて関係する他の部会と合同の会議を開催することができる。この場合において、会議の議長は、関係する他の部会の部会長との協議により定める。

(報告)

第6条 部会長は、会議の協議概要及び結果について、幹事会に報告するものとする。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、それぞれの部会ごとに当該部会長の属する市又は町の
担当部署が処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成16年6月 日から施行する。

別表（第1条、第3条関係）

高松市・庵治町合併協議会幹事会部会

部 会 名	委 員	
	高 松 市	庵 治 町
総務部会	総務部長 総務部次長 秘書課長 秘書課国際交流室長 庶務課長 人事課長 情報システム課長 広聴広報課長	総務企画課長 総務企画課主幹 総務企画課長補佐
企画財政部会	企画財政部長 企画財政部参事 企画財政部次長 税務長 企画課長 企画課水問題対策室長 企画課行政改革推進室長 財政課長 納税課長 市民税課長 資産税課長 管財課長 出納室長	収入役 総務企画課長 総務企画課主幹 総務企画課長補佐 税務課長 税務課長補佐
市民部会	市民部長 市民部次長 市民生活課長 市民課長 人権啓発課長 保険年金課長 女性センター館長	総務企画課長 総務企画課主幹 総務企画課長補佐 税務課長 税務課長補佐 住民福祉課長 住民福祉課主幹 住民福祉課長補佐

健康福祉部会	健康福祉部長 市民病院事務局長 健康福祉部次長 福祉事務所長 保健所次長 市民病院事務局次長 健康福祉総務課長 介護保険課長 障害福祉課長 長寿社会対策課長 保護課長 母子児童課長 保健所保健総務課長 保健所生活衛生課長 保健所保健予防課長 保健所保健センター長 市民病院庶務課長 市民病院医事課長	住民福祉課長 住民福祉課主幹 住民福祉課長補佐
環境部会	環境部長 環境部参事 環境部次長 環境政策課長 環境政策課環境施設対策室長 環境保全課長 廃棄物指導課長 環境業務課長 環境業務課適正処理対策室長	住民福祉課長 住民福祉課主幹 住民福祉課長補佐 上下水道課長
産業部会	産業部長 産業部次長 競輪局長 中央卸売市場長 商工労政課長 観光課長 農林水産課長 土地改良課長 競輪局事業課長 中央卸売市場業務課長	建設経済課長 建設経済課主幹 建設経済課長補佐
都市開発部会	都市開発部長 都市開発部次長 太田第二土地区画整理事務所長 都市計画課長 都市計画課交通政策室長 都市再開発課長 建築指導課長 公園緑地課長	総務企画課長 総務企画課主幹 総務企画課長補佐 建設経済課長 建設経済課主幹 建設経済課長補佐

土木部会	土木部長 土木部次長 監理課長 監理課技術検査室長 道路課長 交通安全対策課長 河港課長 建築課長 住宅課長 下水道管理課長 下水道施設課長 下水道建設課長	総務企画課長 総務企画課主幹 住民福祉課長 建設経済課長 建設経済課主幹 建設経済課長補佐 上下水道課長
消防部会	消防局長 消防局次長 総務課長 予防課長 消防防災課長 情報指令課長	総務企画課長 総務企画課長補佐
水道部会	水道局次長 経営企画課長 財務管理課長 お客さまセンター所長 水道整備課長 浄水課長	上下水道課長
教育部会	教育部長 教育部次長 総務課長 学校教育課長 社会教育課長 少年育成センター所長 生涯学習センター館長 人権教育課長 市民スポーツ課長 教育文化研究所副所長 高松第一高等学校事務長	教育委員会教育課長 教育委員会教育課長補佐
文化部会	文化部長 文化部次長 市民文化センター館長 文化振興課長 歴史資料館長 図書館長 菊池寛記念館長 美術館美術課長	教育委員会教育課長 教育委員会教育課長補佐
監査部会	監査事務局長 監査事務局監査課長	総務企画課長
公平部会	公平委員会事務局長	総務企画課長
選挙部会	選挙管理委員会事務局長 選挙管理委員会選挙課長	選挙管理委員会書記長

農業委員会部会	農業委員会事務局長 農業委員会事務局主幹	建設経済課主幹
議会部会	市議会事務局長 市議会事務局次長 総務調査課長 議事課長	議会事務局長

議案第 6 号

平成 1 6 年度高松市・庵治町合併協議会事業計画について

平成 1 6 年度高松市・庵治町合併協議会事業計画を別紙のとおり定める。

平成 1 6 年 6 月 2 日提出

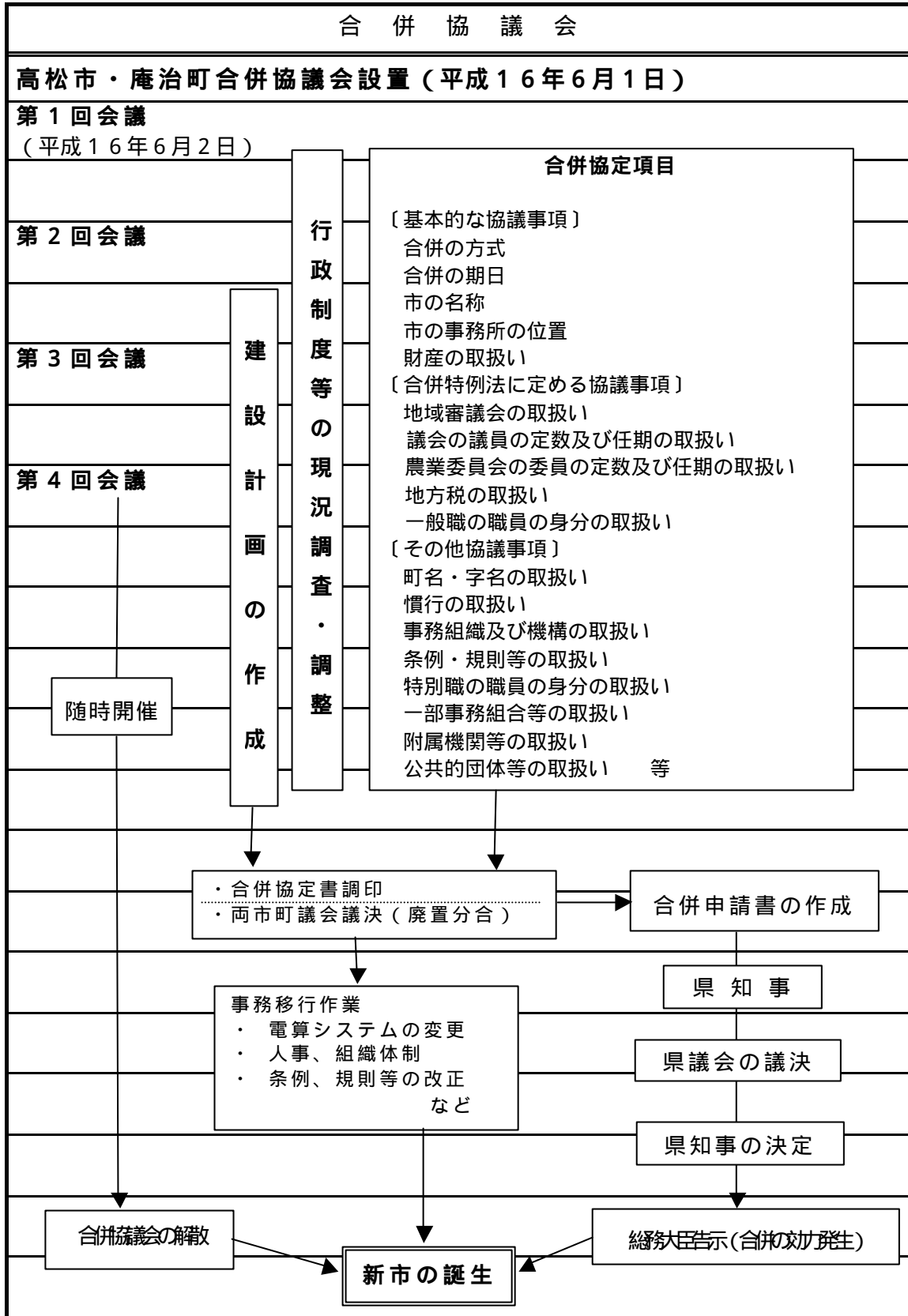
高松市・庵治町合併協議会会長 増 田 昌 三

平成16年度高松市・庵治町合併協議会事業計画

- 1 合併協定項目の協議
- 2 行政制度・事務事業現況調査の実施及び調整
- 3 建設計画の作成
- 4 合併協議会だよりの発行、ホームページの開設による情報の提供
- 5 協議会、幹事会、部会等の開催
- 6 合併協議会等先進地の情報収集及び調査研究
- 7 その他必要な合併に関する調査研究

(参考)

想定される今後の合併協議会スケジュール



議案第7号

平成16年度高松市・庵治町合併協議会予算について

平成16年度高松市・庵治町合併協議会予算を別紙のとおり定める。

平成16年6月2日提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増 田 昌 三

平成16年度高松市・庵治町合併協議会予算

平成16年度高松市・庵治町合併協議会予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28,401千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 歳出予算に計上した予算額に過不足を生じた場合、款相互の金額は必要に応じて流用することができる。

平成16年6月2日

高松市・庵治町合併協議会会長 増 田 昌 三

第1表 歳入歳出予算

歳入 (単位：千円)

款	項	金額
1 負担金		14,200
	1 負担金	14,200
2 国庫支出金		0
	1 国庫補助金	0
3 県支出金		14,200
	1 県補助金	14,200
4 繰越金		0
	1 繰越金	0
5 諸収入		1
	1 諸収入	1
歳入合計		28,401

歳出 (単位：千円)

款	項	金額
1 運営費		7,250
	1 会議費	2,176
	2 事務費	5,074
2 事業費		21,051
	1 事業推進費	21,051
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳出合計		28,401

歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

(款) 1 負担金 (項) 1 負担金 (単位: 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 負担金	14,200	0	14,200	1 市町負担金	14,200	合併協議会負担金 高松市 9,635 庵治町 4,565
計	14,200	0	14,200			

(款) 3 県支出金 (項) 1 県補助金 (単位: 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 県補助金	14,200	0	14,200	1 県補助金	14,200	市町合併促進支援事業費補助金
計	14,200	0	14,200			

(款) 5 諸収入 (項) 1 諸収入 (単位: 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 諸収入	1	0	1	1 預金利子	1	預金利子
計	1	0	1			

歳 出

(款) 1 運営費 (項) 1 会議費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 会議費	2,176	0	2,176	1 報酬	559	協議会委員等報酬
				9 旅費	936	協議会委員等費用弁償
				11 需用費	59	協議会賄料
				13 委託料	372	会議録作成委託料
				14 使用料及び 賃借料	250	会議室使用料 60 放送録音機器借上料 190
計	2,176	0	2,176			

(款) 1 運営費 (項) 2 事務費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 事務費	5,074	0	5,074	1 報酬	1,880	臨時職員報酬
				3 職員手当等	1,500	職員手当等
				4 共済費	251	臨時職員社会保険料等
				9 旅費	310	日額旅費等
				11 需用費	499	消耗品費等
				12 役務費	200	通信運搬費
				13 委託料	34	臨時職員健康診断委託料
				14 使用料及び 賃借料	250	車借上料等
				18 備品購入費	150	事務用備品等

計	5,074	0	5,074			
---	-------	---	-------	--	--	--

(款) 2 事業費 (項) 1 事業推進費 (単位: 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 事業推進費	21,051	0	21,051	8 報償費	460	協議会だより配布者報酬等
				11 需用費	34	協議会だより発送用シール等
				12 役務費	3,834	協議会だより運搬料等
				13 委託料	13,945	協議会だより作成委託料 5,372 協議会だより仕分け配送委託料 803 建設計画作成等委託料 6,000 ホームページ開設・管理委託料 1,770
				19 負担金、補助 及び交付金	2,778	県職員派遣負担金
計	21,051	0	21,051			

(款) 3 予備費 (項) 1 予備費 (単位: 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 予備費	100	0	100		100	予備費
計	100	0	100			

議案第 8 号

合併協定項目について

合併協定項目を別紙のとおり定める。

平成 1 6 年 6 月 2 日提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増 田 昌 三

合併協定項目について

合併協定項目	
1 基本的な協議事項	
1	合併の方式
2	合併の期日
3	市の名称
4	市の事務所の位置
5	財産の取扱い
2 合併特例法に定める協議事項	
6	地域審議会の取扱い
7	議会の議員の定数及び任期の取扱い
8	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
9	地方税の取扱い
10	一般職の職員の身分の取扱い
3 その他協議事項	
11	町名・字名の取扱い
12	慣行の取扱い
13	事務組織及び機構の取扱い
14	条例・規則等の取扱い
15	特別職の職員の身分の取扱い
16	一部事務組合等の取扱い
17	附属機関等の取扱い
18	公共的団体等の取扱い
19	消防団の取扱い
20	使用料・手数料等の取扱い
21	各種団体への補助金・交付金等の取扱い
22	国民健康保険事業の取扱い
23	介護保険事業の取扱い
24	各種事務事業の取扱い
1	電算システム事業
2	広聴広報事業
3	人権啓発事業
4	コミュニティ施策

3	24	5	障害者福祉事業
		6	高齢者福祉事業
		7	生活保護事業
		8	児童福祉事業
		9	その他の福祉事業
		10	保健衛生事業
		11	環境対策事業
		12	商工・観光関係事業
		13	農林水産関係事業
		14	建設関係事業
		15	交通関係事業
		16	上水道事業
		17	下水道事業
		18	消防防災関係事業
19	学校教育事業		
20	社会教育事業		
21	文化振興事業		
22	その他の事業		
4	建設計画に係る協議事項		
	25	建設計画	

(参考)

合併協定項目の内容について

1 基本的な協議事項

1 合併の方式
新設合併とするか編入合併とするかは、選択によって、市の名称・特別職の職員・議会議員・農業委員・条例規則等の取扱いが違ってくる最も基本的な事項である。
2 合併の期日
合併協議会の設置から合併の成立までは、相当な期間が必要となることを踏まえ、合併の期日を定める必要がある。また、合併特例法の期限に留意する必要がある。
3 市の名称
市の名称については、合併の方式によってその取扱いが異なる。 「新設合併」の場合は、両市町が廃止されるため、合併後の市の名称を定める必要がある。 「編入合併」の場合は、通常、編入する市町の名称とする。
4 市の事務所の位置
「新設合併」の場合は、新たに事務所の位置を定める必要がある。 「編入合併」の場合は、通常、編入する市町の事務所の位置となる。
5 財産の取扱い
両市町が持っていた財産（土地、建物、債権、債務など）は、すべて合併後の市が引き継ぐこととし、公の施設についても、合併後の市の公の施設として設置していくというのが原則である。 また、財産区の財産について、その取扱いについて協議する。

2 合併特例法に定める協議事項

6 地域審議会の取扱い
両市町の区域を単位として設けられ、合併後の市の施策に関してその長から諮問を受け、又は必要に応じて意見を述べることができる地域審議会を設置するかどうかを協議する。
7 議会の議員の定数及び任期の取扱い
合併後の議会議員の定数や在任期間に係る特例措置の取扱いについて協議する。
8 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
合併後の農業委員の定数や任期期間に係る特例措置の取扱いについて協議する。
9 地方税の取扱い
両市町の間地方税の賦課に関し、著しい不均衡がある場合に不均一の課税をするかどうか、また、不均一課税をする場合には、税目や実施時期等について協議する。
10 一般職の職員の身分の取扱い
一般職の職員が引き続きその身分を保有するよう措置するとともに、職員の任用制度、給与その他の勤務条件の適用について、均衡を図るように協議する。

3 その他協議事項

11 町名・字名の取扱い
町名・字名は、地域の歴史や文化により住民の愛着があるため、両市町の意向を尊重して協議する。
12 慣行の取扱い
市町章、都市宣言、市町民憲章、市町の花・木などの慣行について、その取扱いを協議する。
13 事務組織及び機構の取扱い
合併後の円滑な行政執行のための措置を講じるとともに、機構改革についても協議する必要がある。また、支所又は出張所を設ける場合には、その位置、名称及び所管区域を条例で定める必要がある。
14 条例・規則等の取扱い
「新設合併」の場合は、両市町の法人格が消滅するため、条例・規則はすべて失効するので、合併後の市において条例・規則を制定する必要がある。 「編入合併」の場合は、編入される市町の条例・規則は、原則として失効し、基本的には編入する市町の条例が適用される。
15 特別職の職員の身分の取扱い
「新設合併」では、特別職の職員は全員身分を失い、「編入合併」では、編入される市町の特別職は身分を失うこととなる。 こうした特別職の職員の処置について協議する必要がある。
16 一部事務組合等の取扱い
両市町が構成団体となっている一部事務組合については、合併後に構成団体に変動が生じるので、その取扱いについて協議する必要がある。 また、公社、第3セクター、公益法人等の外郭団体についても、その取扱いについて協議する必要がある。
17 附属機関等の取扱い
附属機関とは、法律・条例により、事務の執行に必要な調停、審査、審議、諮問、調査等を行うため設置するものであり、類似したものに懇談会、協議会等がある。 こうした附属機関等の取扱いについて協議する必要がある。
18 公共的団体等の取扱い
合併特例法では、農業関係団体、商工業関係団体、文化団体、体育団体、厚生福祉関係団体等の公共的団体等は、合併に際し、合併後の市の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならないとされていることから、その取扱いについて協議する。
19 消防団の取扱い
消防団の組織のあり方について協議する。
20 使用料・手数料等の取扱い
両市町間で、同一目的の施設の使用料や同一種類の事務の手数料が異なっている場合は、その取扱いについて協議する。

21	各種団体への補助金・交付金等の取扱い
	両市町が交付している各種団体への補助金・交付金等について、それぞれの内容を整理し、その必要性を検討するとともに交付先や交付基準等の調整を行う。
22	国民健康保険事業の取扱い
	国民健康保険は、市町が保険者となって運営しており、賦課方式（税方式・保険料方式）、保険料（税）率等が両市町で異なるため、合併に際して一元化を図る必要がある。
23	介護保険事業の取扱い
	介護保険事業は、市町が保険者となって運営しており、保険料等が両市町で異なるため、合併に際して一元化を図る必要がある。
24	各種事務事業の取扱い
24 - 1	電算システム事業
	円滑な電算システムの稼働に向け、システムの統合や調整などについて協議する。
24 - 2	広聴広報事業
	住民から幅広く意見を聴くための広聴事業及び広報事業（広報紙、ホームページ等）について協議する。
24 - 3	人権啓発事業
	人権啓発、人権教育などの事業について協議する。
24 - 4	コミュニティ施策
	地域の個性や独自性を尊重した地域主体の活動の担い手となる自治会などの地域活動に関する施策について協議する。
24 - 5	障害者福祉事業
	身体・知的・精神障害者に対する各種の給付や助成制度などについて協議する。
24 - 6	高齢者福祉事業
	高齢者に対する保健福祉サービスや生きがい対策事業などについて協議する。
24 - 7	生活保護事業
	庵治町の生活保護法に基づく事務は、県の福祉事務所が実施しているため、その事務移管などについて協議する。
24 - 8	児童福祉事業
	児童福祉、母子福祉、保育に関する各種支援制度などについて協議する。

24 - 9	その他の福祉事業
	障害者福祉・高齢者福祉・生活保護・児童福祉事業に属さない福祉事業について協議する。
24 - 10	保健衛生事業
	保健事業、予防対策事業、食品衛生業務、健康づくり事業などについて協議する。
24 - 11	環境対策事業
	環境保全、公害対策、し尿・ごみ収集、その他環境対策について協議する。
24 - 12	商工・観光関係事業
	観光振興事業、商工業振興事業、勤労者福祉対策事業などについて協議する。
24 - 13	農林水産関係事業
	農林水産振興方策や関係団体育成事業、土地改良事業、地籍調査事業などについて協議する。
24 - 14	建設関係事業
	道路・橋梁、河川、漁港、港湾、公園、公営住宅等の整備・維持管理、都市計画などについて協議する。
24 - 15	交通関係事業
	公共交通機関確保のための各種施策、交通安全対策事業などについて協議する。
24 - 16	上水道事業
	水道事業の運営のあり方をはじめ、水道料金の算定・収納など各種制度について協議する。
24 - 17	下水道事業
	公共下水道などの事業の調整をはじめ、これらに関する使用料、負担金等について協議する。
24 - 18	消防防災関係事業
	消防体制の整備、防災関係組織の整備などについて協議する。
24 - 19	学校教育事業
	学校（園）教育に関する各種支援制度、学校給食、通学区域などについて協議する。

24 - 20	社会教育事業
	生涯学習、青少年健全育成、スポーツ振興事業などの社会教育事業について協議する。
24 - 21	文化振興事業
	文化財保護、芸術文化事業、芸術文化団体育成など文化振興事業について協議する。
24 - 22	その他の事業
	上記のいずれにも属さない事業等について協議する。

4 建設計画に係る協議事項

25	建設計画
	合併特例法に基づき、合併後の市の建設の基本方針、建設の根幹となるべき事業に関する事項、公共的施設の統合整備に関する事項、財政計画等に係る計画を作成するため協議する。

議案第9号

合併協定項目の協議方針について

高松市・庵治町合併協議会合併協定項目の協議方針について、別紙のとおり定める。

平成16年6月2日提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増田昌三

(別紙)

合併協定項目の協議方針

1 基本的考え方

これまでの両市町のまちづくりの歩みを尊重するとともに、合併後における速やかな一体化の促進と新たなまちづくりを進める視点から、効果的な統合・調整を行うこととする。

2 基本原則

(1) 一体性確保の原則

合併後における速やかな一体性の確保を図ることができること。

(2) 住民福祉向上の原則

住民サービス及び住民福祉の向上に努めること。

(3) 負担公平の原則

負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努めること。

(4) 健全な財政運営の原則

合併後における健全な財政運営に資すること。

(5) 行政改革推進の原則

行政改革推進の視点から、事務事業の総合的見直しに努めること。

協議第 1 号

合併の方式（協定項目第 1 号）について

合併の方式（協定項目第 1 号）を次のとおり決定することについて、協議を
求める。

平成 16 年 6 月 2 日提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 1 号	合併の方式について
		木田郡庵治町を廃止し、その区域を高松市に編入するものとする。

平成 年 月 日 確認

【考え方】

高松市と庵治町の人口を始め、地方公共団体としての行政権能や行政組織体制、財政規模、その他都市機能などにおける両市町の相違の現状、また、住民の日常生活や行政・経済・文化など、様々な分野における相互依存等、密接不可分の関わりと影響を持ち合う中で、高松市を中心都市とした生活圏・都市圏を形成していること、さらには、合併特例法のメリットを受けるための効率的・効果的な対応など、総合的、大局的に判断し、現在の庵治町の区域を高松市に編入する「編入合併」を選択することとする。

なお、今後の両市町の合併協議に当たっては、お互いの立場を十分に理解し、尊重する中で、対等の立場に立って、公正・公平な合併協議を進めるものとする。

上記の【考え方】については、先進地域の事例を参考にした合併の方式に関する一般的な考え方です。

(資料1)

合併の方式の事例

合併後の市の名称	合併後の人口	合併前人口	合併期日	合併方式
新潟市	527,324人	新潟市 501,431人	平成13年 1月 1日	編入
		黒埼町 25,893人		
西東京市	180,885人	田無市 78,165人	平成13年 1月21日	新設
		保谷市 102,720人		
さいたま市	1,024,053人	浦和市 484,845人	平成13年 5月 1日	新設
		大宮市 456,271人		
		与野市 82,937人		
さぬき市	57,772人	津田町 8,370人	平成14年 4月 1日	新設
		大川町 6,977人		
		志度町 22,939人		
		寒川町 6,041人		
		長尾町 13,445人		
つくば市	191,814人	つくば市 165,978人	平成14年11月 1日	編入
		荃崎町 25,836人		
福山市	403,915人	福山市 378,789人	平成15年 2月 3日	編入
		新市町 21,695人		
		内海町 3,431人		
静岡市	706,513人	静岡市 469,695人	平成15年 4月 1日	新設
		清水市 236,818人		
東かがわ市	37,760人	引田町 8,635人	平成15年 4月 1日	新設
		白鳥町 12,965人		
		大内町 16,160人		
新居浜市	125,814人	新居浜市 125,537人	平成15年 4月 1日	編入
		別子山村 277人		
呉市	205,382人	呉市 203,159人	平成15年 4月 1日	編入
		下蒲刈町 2,223人		

人口は平成12年10月1日現在(国勢調査のデータ)

新設合併と編入合併の比較

項目		新設合併	編入合併
定義		合併は、自治体の廃置分合の一態様で、自治体の数の減少を伴うもの。 2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置くこと。	市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入すること。
法人格		合併後、新しくできる合併市町村に新たに法人格が発生する。合併前にあった合併関係市町村の法人格は消滅する。	編入する市町村の法人格が継続する。全部が編入される市町村の法人格は消滅する。
合併市町村の名称		新たに定める。	通常は、編入する市町村の名称となる。
事務所の位置		新たに定める。	通常は、編入する市町村の事務所の位置となる。
市町村の長		消滅する合併関係市町村の長は失職する。	編入する市町村の長は変わらず、編入される市町村の長は失職する。
議会の議員	原則	消滅する合併関係市町村の議会の議員は失職する。 新しくできる合併市町村の法定定数による設置選挙を行う。	編入する市町村の議会の議員は在任し、編入される市町村の議会の議員は失職する。 合併後の議員定数が増加する場合は増員選挙を行う。
	特例	次のいずれかによることができる。 設置選挙において、新設合併の特例定数（法定定数の2倍まで）とする。 消滅する合併関係市町村の議会の議員で新しくできる合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は最長2年間在任する。	次のいずれかによることができる。 増員選挙、さらにこれに続く最初の一般選挙において編入合併の特例定数とすることができる。 （増加分は編入される区域に配分） 編入される市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は編入する市町村の議会の議員の残任期間だけ在任する。この場合、更に最初の一般選挙において編入合併の特例定数を探ることができる。
農業委員会の委員	原則	消滅する合併関係市町村の委員（選挙による委員、選任による委員）は全て失職する。	編入する市町村の委員はそのまま在任し、編入される市町村の委員は全て失職する。
	特例	消滅する合併関係市町村の委員（選挙による委員に限る。）のうち、新しくできる合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は10～80人の範囲で、1年以内の間、在任できる。	編入される市町村の委員（選挙による委員に限る。）のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲で、編入する市町村の委員の残任期間在任できる。
特別職の職員		消滅する合併関係市町村の特別職の職員は全員失職する。（新たに選任する。）	編入する市町村の特別職の職員は在任し、編入される市町村の特別職の職員は全員失職する。
一般職の職員		消滅する合併関係市町村の職員は全員失職するが、全員新しくできる合併市町村に引き継がれる。	編入する市町村の職員は在任し、編入される市町村の職員は全員編入する市町村に引き継がれる。
条例・規則		消滅する合併関係市町村の条例・規則は全て失効する。（新たに制定する。）	編入する市町村の条例・規則を適用する。（合併に伴い必要な改正を行う。）
建設計画の作成		新しくできる合併市町村の全域に係る建設計画を作成する必要がある。	少なくとも編入される市町村の区域に係る建設計画を作成する必要がある。

農業委員会の委員については、合併市町村に一つの委員会を置くこととする場合

協議第 2 号

合併の期日（協定項目第 2 号）について

合併の期日（協定項目第 2 号）を次のとおり決定することについて、協議を
求める。

平成 1 6 年 6 月 2 日提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 号	合併の期日について
<p>合併の期日は、平成 1 8 年 3 月 3 1 日までの早い日为目标とする。 ただし、平成 1 7 年 3 月 3 1 日までに、県知事に合併の申請を行うものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料 1)

1 合併の期日を決定することの意義

- (1) 合併協議を着実に進めていくための目標を設定することになる。
- (2) 建設計画の期間の始期を明確にすることになる。

2 合併の期日を決定するに当たっての留意点

- (1) 市町村の合併の特例に関する法律の有効期限を考慮すること。

合併するとすれば、市町村の合併の特例に関する法律に基づく各種の財政支援措置を受けることが望ましく、そのためには、平成 17 年 3 月 31 日までに合併するか、平成 17 年 3 月 31 日までに市町が議会の議決を経て県知事に合併の申請を行い、同法の期限である平成 18 年 3 月 31 日までに合併する必要がある。

- (2) 合併の手続きに要する期間を考慮すること。

合併するためには、合併協定書の調印後、高松市及び庵治町の両議会において、合併議案の議決が行われてから、県知事への合併申請、県議会における議決、県知事の合併の決定、総務大臣への届出、総務大臣の告示など、様々な手続きが定められており、相当の期間を要することから、この点を十分考慮して、合併の期日を定める必要がある。

- (3) 合併と同時に住民サービスが滞りなく行えるよう、合併準備作業の期間を考慮するとともに、会計処理や電算システムの移行等に、できるだけ支障の少ない時期を想定すること。

- ・ 電算システムの統合や条例・規則の改正など、合併準備作業に要する期間を考慮する必要がある。
- ・ 年度末を合併の期日とした場合、合併による両市町の決算処理は、出納整理期間がないことから、これに伴う事務処理と通常の入・支出が一時に重なるため、会計処理が極めて輻輳することになる。
- ・ 合併の前日まで、現行の電算システムを稼働しながら、合併の期日から統合した新システムに移行するためには、休日を利用して移行・検証作業を行うことが適当である。

(資料2)

合併の期日の事例

1 平成11年度以降に合併した先行事例

合併期日	合併後の市の名称	合併関係市町村数	合併方式	法定協議会設置期日
平成11年 4月 1日(木)	篠山市	4町	新設	平成 9年 4月 1日
平成13年 1月 1日(月)	新潟市	1市1町	編入	平成11年12月21日
平成13年 1月21日(日)	西東京市	2市	新設	平成11年10月11日
平成13年 4月 1日(日)	潮来市	2町	編入	平成11年 8月23日
平成13年 5月 1日(火)	さいたま市	3市	新設	平成12年 4月29日
平成13年11月15日(木)	大船渡市	1市1町	編入	平成13年 7月16日
平成14年11月 1日(金)	つくば市	1市1町	編入	昭和63年 2月 8日
平成15年 2月 3日(月)	福山市	1市2町	編入	平成14年 1月21日
平成15年 3月 1日(土)	廿日市市	1市1町1村	編入	平成14年 4月 1日
平成15年 4月 1日(火)	静岡市	2市	新設	平成10年 4月 1日
平成15年 4月 1日(火)	新居浜市	1市1村	編入	平成14年 4月 1日
平成15年 4月 1日(火)	呉市	1市1町	編入	平成14年 4月 4日

2 今後、合併が予定されている事例

合併期日(予定)	協議会の名称	合併関係市町村数	合併方式	法定協議会設置期日
平成16年11月 1日(月)	西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会	2市2町	新設	平成14年10月 1日
平成16年11月 1日(月)	鹿児島地区合併協議会	1市5町	編入	平成15年 1月24日
平成17年 1月 1日(土)	高知市・鏡村・土佐山村合併協議会	1市2村	編入	平成15年 1月24日
平成17年 1月 4日(火)	長崎地域合併協議会	1市6町	編入	平成14年10月 1日
平成17年 3月22日(火)	丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会	1市2町	新設	平成15年 4月 1日
平成17年 7月 1日(金)	天竜川・浜名湖地域合併協議会	3市8町1村	編入	平成15年 9月29日
平成17年10月 1日(土)	加賀市・山中町合併協議会	1市1町	新設	平成15年10月21日
平成17年10月11日(火)	観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会	1市2町	新設	平成16年 4月 1日

協議第 3 号

市の名称（協定項目第 3 号）について

市の名称（協定項目第 3 号）を次のとおり決定することについて、協議を求めらる。

平成 1 6 年 6 月 2 日提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 3 号	市の名称について
市の名称は、高松市とする。		

平成 年 月 日 確認

協議第 4 号

市の事務所の位置（協定項目第 4 号）について

市の事務所の位置（協定項目第 4 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 16 年 6 月 2 日提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 4 号	市の事務所の位置について
市の事務所の位置は、高松市番町一丁目 8 番 15 号とする。		

平成 年 月 日 確認

5 その他

(1) 市町合併の手續の概要について

別紙 1 のとおり

(2) 高松市・庵治町の主なデータ等について

別紙 2 のとおり

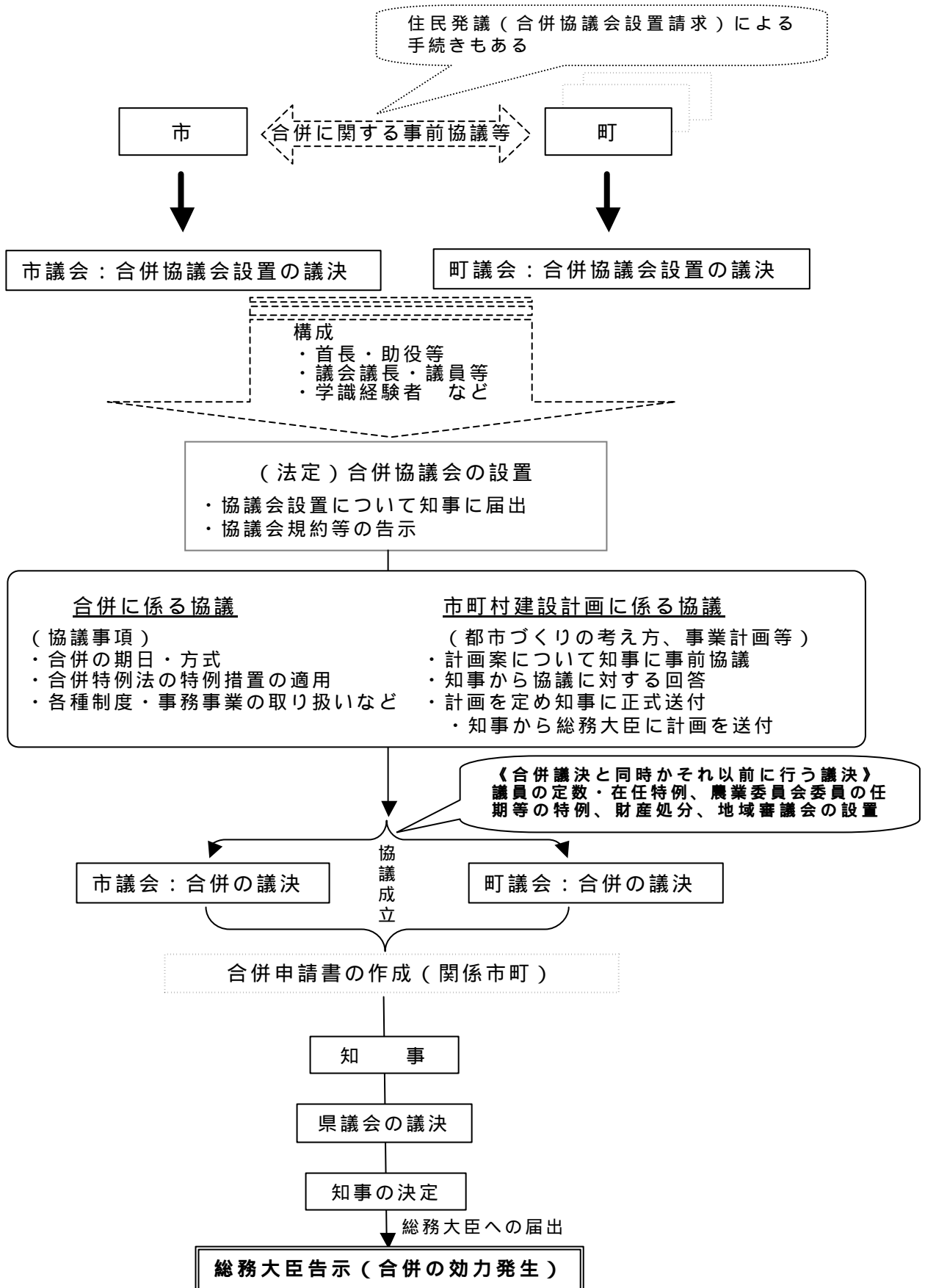
(3) 高松市・庵治町合併協議会会議の開催予定について

ア 第 2 回会議

(ア) 日時 平成 1 6 年 7 月 2 日 (金) 午前 1 0 時 3 0 分

(イ) 場所 庵治町役場 1 階 1 0 5 会議室

市町合併の手續の概要



(別紙2)

高松市・庵治町の主なデータ等

項 目		高 松 市	庵 治 町	備 考
市・町制施行		明 23.2.15	昭 43.4.1	
市・町の花		つつじ	あじさい	
市・町の木		黒松	くすのき	
面 積		194.34km ²	15.83km ²	平成16年4月1日現在
人 口	総 人 口	332,865 人	6,663 人	平成12年10月1日 国勢調査
	15歳未満 (割合)	50,107 人 (15.1%)	786 人 (11.8%)	
	15～64歳 (割合)	223,684 人 (67.2%)	4,189 人 (62.9%)	
	65歳以上 (割合)	58,609 人 (17.6%)	1,688 人 (25.3%)	
世 帯 数		131,370 世帯	2,032 世帯	
人口密度(1km ²)		1,712.9 人	420.9 人	
産 業 別 就 業 人 口	総 計	164,563 人	3,306 人	
	第1次産業 (割合)	5,534 人 (3.4%)	374 人 (11.3%)	
	第2次産業 (割合)	34,862 人 (21.2%)	1,298 人 (39.3%)	
	第3次産業 (割合)	123,127 人 (74.8%)	1,626 人 (49.2%)	
	区分不能 (割合)	1,040 人 (0.6%)	8 人 (0.2%)	
財政力指数		0.849	0.4	平成15年度
歳出決算額 (住民1人当たり)		112,398 百万円 (336 千円)	2,512 百万円 (379 千円)	平成14年度決算 (普通会計)
議員数		40 人	12 人	
職員数		3,287 人	79 人	平成16年4月1日現在

年齢3区分人口については、年齢不詳を除く。